

許可申請手数料(新規・更新)

岐阜市手数料徴収条例

食品衛生法第55条第1項に基づく許可

R8. 4. 1

業 種		手数料(円)	
		新規	更新
飲食店営業	●食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業 例)一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、レストラン、カフェ、バー、キャバレー、集団給食施設(外部委託による場合。学校や病院も含む)	18,000	14,400
	短期営業(3ヶ月以内の営業)	6,000	—
	臨時営業(1ヶ月以内の営業)	3,000	—
自動販売機営業	●調理の機能を有する自動販売機(食品に直接接する部分を自動的に洗浄するための装置等を有する「高度な機能」をもつ機種を除く。)により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 ※高度な機能をもつ機種であっても屋外に設置するものは許可必要 例)コップ式自動販売機	10,000	8,000
食肉販売業	●鳥獣の生肉(骨・臓器含む)を販売する営業 ※容器包装された状態で仕入れ、そのままの状態の販売するのはを除く	11,000	8,800
魚介類販売業	●店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業 ※魚介類を生きているまま販売する営業、容器包装された状態で仕入れ、そのままの状態の販売する営業及び魚介類競り売り業を除く	11,000	8,800
	短期営業(3ヶ月以内の営業)	3,700	—
魚介類競り売り営業	●鮮魚介類を魚介類市場において競り売り、入札による取引、相対による取引の方法で販売する営業	25,000	20,000
集乳業	●生乳を集荷し、これを保存する営業 ※生牛乳や生山羊乳以外の生乳全般が対象	11,000	8,800
乳処理業	●生乳を処理、又は飲用に供される乳の製造(小分けを含む)をする営業	25,000	20,000
	●生乳を処理、又は飲用に供される乳の製造をしながら、①乳製品(飲料に限る)②清涼飲料水を製造する営業		
特別牛乳搾取処理業	●特別牛乳(殺菌しないか、又は低温殺菌の方法によって処理するもの)の搾取及び処理を一貫して行う営業	25,000	20,000
食肉処理業	●食用の目的でシカ、イノシシ等のとさつ又は解体を行う営業	25,000	20,000
	●解体された鳥獣の肉、内臓等を分割、細切りする営業		

業 種		手数料(円)	
		新規	更新
食品の放射線照射業		25,000	20,000
菓子製造業	●パン製造業及びあん類製造業を含む菓子を製造する営業 ※複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業に該当するものを除く ※焼きいも、干し果実等等極めて簡易な加工を行う営業及びジャム、クリーム等主として副食として使用するものを製造する営業は対象外	18,000	14,400
	短期営業(3ヶ月以内の営業)	6,000	—
アイスクリーム類製造業	●アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業	25,000	20,000
乳製品製造業	●粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズ、乳酸菌飲料その他の厚生労働省令で定める乳を主原料とする食品の製造(小分けを含む)をする営業 ※固形物(バターやチーズ等)の小分けのみを行う場合は「食品の小分け業」許可	25,000	20,000
清涼飲料水製造業	●生乳を使用しない清涼飲料水の製造(小分けを含む)をする営業 ●生乳を使用しない乳製品(飲料に限る)の製造(小分けを含む)をする営業	25,000	20,000
食肉製品製造業	●ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものを製造する営業 ●食肉製品と併せて食肉又は食肉製品を使用したそうざいを製造する営業	25,000	20,000
水産製品製造業	●魚介類その他の水産動物又はその卵を主原料とする食品を製造する営業 ●上記と併せて、上記で製造した食品か水産動物等を使用したそうざいを製造する営業 ※複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業に該当するものを除く ※わかめ等の海藻の製造・加工に関するものを除く 例)あじの開き、明太子、かまぼこ、ちくわ	25,000	20,000
冰雪製造業	●氷を製造する営業	25,000	20,000
液卵製造業	●鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造(小分けを含む)をする営業	25,000	20,000

業 種		手数料(円)	
		新規	更新
食用油脂製造業	●従来の食用油脂製造業(動物性、植物性及び中間製品、完成品を問わず、サラダ油、天ぷら油等の食用油脂を製造する営業)とマーガリン又はショートニング製造業を統合した営業	25,000	20,000
みそ又はしょうゆ製造業	●みそ若しくはしょうゆを製造する営業 ●上記と併せてこれらを主原料とする食品を製造する営業 例)粉末みそ、調理みそ、つゆ、たれ、だし入りしょうゆ	25,000	20,000
酒類製造業	●酒類を製造(小分けを含む)する営業	25,000	20,000
豆腐製造業	●豆腐を製造する営業 ●豆腐と併せて豆腐か豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品を製造する営業 例)揚げ出し豆腐、おからドーナツ、がんもどき	18,000	14,400
納豆製造業	●納豆を製造する営業	18,000	14,400
麺類製造業	●麺類を製造する営業 ※複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業に該当するものを除く	18,000	14,400
そうざい製造業	●煮物、焼物、揚げ物、蒸し物、酢の物及びあえ物等(通常副食物としてそのまま摂食されるもの)、又はこれらの食品と米飯その他の通常主食と認められる食品を組み合わせた食品を製造する営業。そうざい半製品の製造を含む。(例:弁当屋、仕出し屋)	25,000	20,000
複合型そうざい製造業	●そうざい製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業(魚肉練り製品の製造業を除く)、麺類製造業に係る食品を製造する営業。 HACCP に基づく衛生管理を行う場合に限る。	30,000	24,000
冷凍食品製造業	●そうざい製造業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品(規格基準の定められた冷凍品に限る)を製造する営業 ※複合型冷凍食品製造業を除く	25,000	20,000
複合型冷凍食品製造業	●冷凍食品製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業(魚肉練り製品の製造業を除く)、麺類製造業に係る食品を製造する営業。HACCP に基づく衛生管理を行う場合に限る。	30,000	24,000
漬物製造業	●漬物を製造する営業、又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品を製造する営業 例)高菜漬け(漬物とその他のものを混合して炒めるなど、漬物のような形態で販売されるもの)	18,000	14,400

業 種		手数料(円)	
		新規	更新
密封包装 食品製造業	<p>●密封包装食品(レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品)であって、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないもの(食酢、はちみつを除く)を製造する営業</p> <p>※真空パックに包装された食品(冷蔵保存)を除く</p>	25,000	20,000
食品の 小分け業	<p>●専ら以下に掲げる営業において製造された食品を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業</p> <p>菓子製造業、乳製品製造業(固形物に限る)、食肉製品製造業、水産製品製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業、漬物製造業</p>	18,000	14,400
添加物 製造業	<p>●食品衛生法で規格が定められら添加物の製造(小分けを含む)をする営業</p>	25,000	20,000